

TAMA宇宙委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「TAMA宇宙委員会」と称する。

(所在地)

第2条 この会の所在地は、代表者の自宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、KU-MA（NPO法人 子ども・宇宙・未来の会）がJAXA（宇宙航空研究開発機構）宇宙教育センターと連携し、展開している社会教育支援プログラム「宇宙の学校」を多摩市において開催することを活動を主な目的とする。また、これに付随して宇宙教育を多くの多摩地域市民に理解してもらうための活動を行う。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動・事業を実施する。

- (1) KU-MA（NPO法人 子ども・宇宙・未来の会）の活動・理念に賛同し連携と協力を行う。
- (2) 行政や教育関連団体、地域団体との協働体制の確立を目指す。
- (3) 主催・共催をするイベントへの参加者を募るための諸活動（広報、募集等）をする。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した多摩地域の個人とし、総会での決議権を有する。
- (2) 準会員は、この会の目的に賛同し入会した多摩地域の個人とし、総会での決議権を有しない。
- (3) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人やとし、総会での決議権を有しない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、委員長が別に定める入会申込書により、委員長に申し込むものとし、委員長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、この会の運営委員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 本人より退会届が委員長に提出された場合
- (2) 会員が死亡した場合
- (3) 継続手続きが行われず1年以上会費の納入が無い場合

(正会員の権利)

第9条 会の正会員は以下の権利を持つ。

- (1) 総会における表決権
- (2) 会が主催するプログラムにおいて会員以外の者に優先して申し込みを受け付ける特典
- (3) 会が主催するプログラムに会員参加費での参加
- (4) その他会が定める事項

第3章 役員

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 5人以上15人以下
- (2) 監事 1人

2 運営委員のうち、1人を委員長とし、1人の副委員長を置くことができる。

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の互選により選出する。

- 2 委員長及び副委員長は、運営委員会において運営委員の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、運営委員を兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 委員長は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会の構成員として、総会又は運営委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監査役は、会計及び会務の執行状況を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第14条 この会の会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(開催)

第16条 通常総会は毎年1回開催するものとする。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 委員長が必要と認めた場合。
 - (2) 正会員の2分の1以上から招集の請求があったとき。
- 3 運営委員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 運営委員総数の3分の1以上から招集の請求があったとき。

(権能)

第17条 総会はこの会則に規定するもののほか、運営委員会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

2 運営委員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この会の運営に関する必要な事項

(運営方法)

第18条 会議の運営方法はこの会則に定めるもののほか、別に細則を定めることができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(議決)

第20条 会議の議事は、この会則に規定するもののほか、総会においては出席した正会員の過半数を、運営委員会においては運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び総会においては出席者数並びに運営委員会においては出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、総会においてはその数、運営委員会においてはその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 資産及び会計

(資産の管理)

第22条 この会の資産は、委員長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第23条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに委員長が作成し、運営委員会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第24条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第25条 この会の事業報告書、収支計算書に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 26 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 27 条 この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 28 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

2 前項第 1 号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 29 条 この会が解散したときに残存する財産については、総会において議決する。

第 7 章 雑 則

(細則)

第 30 条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、委員長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、別表 1 のとおりとする。
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 23 年 3 月 31 日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して 3 ヶ月以内に行うものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 23 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

6 この会の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、別表2のとおりとする。

7 正会員の成人家族が入会を希望する場合は、入会金及び年会費を納入する必要なく入会することが出来る。また入会した家族会員は第9条の正会員の権利を有することが出来る。

別表1 設立当初の役員・会員

役職名	氏名
委員長	三浦千穂
実行委員	省略
監事	省略
会員	省略

別表2 設立当初の入会金及び会費

	入会金	年会費
正会員(個人)	0円	1,000円
賛助会員(個人・団体)	0円	1口2,000円(1口以上)

平成22年11月13日

平成24年4月2日 改訂(名称を「多摩市『宇宙の学校』実行委員会」より変更)

平成26年4月1日 改訂